

## 湯浅町家具転倒防止器具設置事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、地震防災対策として、寝室、居間、台所の家具の転倒を防止するための器具（以下「転倒防止器具」という。）を65歳以上の者、身体・知的・精神障害者（以下「高齢者等」という。）のいる世帯に設置する、湯浅町家具転倒防止器具設置事業（以下「事業」という。）を実施することにより、大地震発生時における家具転倒による事故及び家具転倒による逃げ遅れの防止を図り、安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具 地震発生時の転倒により生命に危険を及ぼす可能性のある冷蔵庫、タンス、食器棚及び本棚等をいう。
- (2) 転倒防止器具 家具等の転倒を防止するために有効な金具等をいう。

### (事業)

第3条 町は、第1条に規定する目的を達成するため、高齢者等の一般家庭住居において、その所有する家具に転倒防止器具を取り付けるものとする。

2 前項の規定により転倒防止器具を取り付ける家具は、1対象世帯において3台以内とし、家具の一般家庭住居の柱、壁等に固定する等の方法により行うものとする。この場合において、この転倒防止器具の取り付けのための柱、壁等の補強及び家具の移動等は、行わないものとする。

3 この事業を利用することができる回数は、1世帯につき1回とし、平成23年度及び平成24年度に実施した、「湯浅町家具転倒防止器具・火災警報器設置事業」を利用した世帯は対象外とする。

### (利用対象世帯等)

第4条 利用対象世帯は、町内に住民登録があり、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。ただし、次の各号に掲げる対象者が長期に入院、入所等されている場合は対象から除くものとする。

- (1) 65歳以上の者がいる世帯
  - (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けており、その交付を受けている者がいる世帯
  - (3) その他町長が特に必要と認める世帯
- 2 利用対象世帯の住居の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 転倒防止器具の設置を希望する住居の構造や家具の形状が、釘並びにネジ等を使用し、固定できるものであること。

(2) 住居が借家等の場合は、転倒防止器具の設置に関し様式第3号により賃貸人の承諾を得ること。

(費用の負担)

第5条 この事業に要する費用は、町が負担する。

(利用の申請)

第6条 この事業を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 湯浅町家具転倒防止器具設置申請書（様式第1号）
- (2) 確約書（様式第2号）
- (3) 承諾書（住居が借家等の場合に限る）（様式第3号）

(決定の通知)

第7条 町長は、前条の書類を受理したときは、内容を審査し、その結果を家具転倒防止器具設置事業決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(委託)

第8条 町長は、本事業の業務を町長が適当と認める事業者等（以下、「受託者」という。）に委託することができる。

(事業実施後の負担)

第9条 設置された転倒防止器具の本事業実施後の補修又は修理費用については、申請者の負担とする。

(免責)

第10条 本事業により固定された家具が災害時等に転倒したことにより、被害者が被った被害又は損害について、町及び受託者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。